

令和2年11月30日
東北森林管理局

「資材単価採用基準」の改正等について

「森林土木工事及び調査業務の設計積算について」内の「3 資材単価等」に掲載されている「資材単価採用基準」について、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

なお、令和2年11月1日以降に発注する森林土木工事及び調査業務等において適用しません。

また、「2 労務単価」に掲載されている、①令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価および、②令和2年3月から適用する調査設計業務技術者基準日額については令和2年6月以降も引き続き適用となりますのであわせてお知らせします。

記

資材単価採用基準

(5) 材料単価の採用基準

※「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の改正により、同内容に倣い改正

(6) 材料単価決定の時期

- 1) 原則として年2回、2月と7月に調査し、それぞれ第1～2四半期、第3～4四半期に適用する。但し、変動が著しい場合はこの限りでない。
- 2) 物価資料による材料単価は、原則として2月号と7月号による。
- 3) 調査品目以外の材料については、積算時にその都度見積書を徴収するか、2)の物価資料を適用する。

お問い合わせ先
東北森林管理局
森林整備部森林整備課
TEL 018-836-2163
計画保全部治山課
TEL 018-836-2260